

一、相关新法令、新政策

● 关于进一步做好房地产市场调控工作有关问题的通知

【发布单位】国务院办公厅
 【发布文号】国办发〔2011〕1号
 【发布日期】2011-01-26
 【内容提要】根据该通知：

调整营业税政策	个人购买住房不足 5 年转手交易的，统一按其销售收入全额征税。 备注：另已出台《 <u>关于调整个人住房转让营业税政策的通知</u> 》(财税〔2011〕12号)，见下文。
强化差别化住房信贷政策	贷款购买第二套住房的家庭，首付款比例不低于 60%，贷款利率不低于基准利率的 1.1 倍。
严格住房用地供应管理	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 已供房地产用地超过两年没有取得施工许可证进行开工建设的，政府部门将收回土地使用权，并处以闲置一年以上罚款。 ▪ 房地产开发建设总投资达不到 25% 以上的（不含土地价款），不得以任何方式转让土地及合同约定的土地开发项目。
合理引导住房需求	<p>各直辖市、计划单列市、省会城市和房价过高、上涨过快的城市，在一定时期内，要从严制定和执行住房限购措施（尚未采取的，要在 2011 年 02 月中旬前出台）。原则上：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 已拥有 1 套住房的当地户籍居民家庭，能够提供当地一定年限纳税证明或社会保险缴纳证明的非当地户籍居民家庭，限购 1 套住房（含新建商品住房和二手住房）； ▪ 已拥有 2 套及以上住房的当地户籍居民家庭、拥有 1 套及以上住房的非当地户籍居民家庭、无法提供一定年限当地纳税证明或社会保险缴纳证明的非当地户籍居民家庭，要暂停在本行政区域内向其售房。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/27/content_1793578.htm

一、関連する新法令、新政策

● 不動産市場調整作業関係事項を一層貫徹することについての通知

【発布機関】國務院弁公庁
 【発布番号】国弁発〔2011〕1号
 【発布日】2011-01-26
 【コメント】本通知によると以下の通りである。

営業税政策を調整する	個人が住宅を購入し 5 年を経過せずに転売する場合、その販売収入の全額に基づき課税する。 備考：「 <u>個人の住宅譲渡営業税政策を調整することについての通知</u> 」(财税〔2011〕12号)が別途公布された。下文を参照。
差別化住宅ローン政策を強化する	2 軒目の住宅をローンで購入する家庭は、頭金の比率は 60% 以上とし、貸付金利は基準金利の 1.1 倍以上とする。
住宅用地の供給管理を厳格にする	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 既に供給された不動産用地が二年を経過しても施工許可証を取得して建設を着工しない場合、政府部門は土地使用権を収用し、且つ遊休 1 年以上の罰金を科す。 ▪ 不動産開発建設投資が 25% 以上に満たない場合（土地価格は含まず）、如何なる方式をもっても土地及び契約に約定する土地開発プロジェクトを譲渡してはならない。
住宅に対する需要を合理的に導く	<p>各直辖市、計画単列市、省都都市及び不動産価格が高すぎる都市、値上がりが速すぎる都市においては、一定期間において、住宅購入制限措置を厳しく制定し、執行する（講じていない場合、2011 年 2 月中旬までに公布すること）。原則として以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ すでに 1 軒の住宅を保有する現地戸籍の居住民家庭、現地のある一定年数の納税証明又は社会保険納付証明を提供できる非現地戸籍の居住民家庭は、住宅購入を 1 軒に限定する（新設される商品住宅及び中古住宅を含む）。 ▪ すでに 2 軒及びそれ以上の住宅を保有する現地戸籍の居住民家庭、1 軒及びそれ以上の住宅を保有する非現地戸籍の居住民家庭、一定年数の現地納税証明又は社会保険納付証明を提供することのできない非現地戸籍の居住民家庭は、ひとまず本行政区域内で住宅を販売することを停止する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/27/content_1793578.htm

● 关于调整个人住房转让营业税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2011〕12号

【发布日期】2011-01-27

【实施日期】2011-01-27

【内容提要】根据该通知：

- 个人将购买不足5年的住房对外销售的，全额征收营业税；
- 个人将购买超过5年（含5年）的非普通住房对外销售的，按照其销售收入减去购买房屋的价款后的差额征收营业税；
- 个人将购买超过5年（含5年）的普通住房对外销售的，免征营业税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/27/content_1793861.htm

● 個人の住宅譲渡営業税政策を調整することについての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2011〕12号

【発布日】2011-01-27

【施行日】2011-01-27

【コメント】本通知によると以下の通りである。

- 個人が、購入してから5年に満たない住宅を対外的に販売する場合、金額について営業税を徴収する。
- 個人が、購入してから5年を超える（5年を含む）非普通住宅を対外的に販売する場合、その販売収入から家屋を購入する対価を差し引いた後の差額に基づき、営業税を徴収する。
- 個人が、購入してから5年を超える（5年を含む）普通住宅を対外的に販売する場合、営業税を免除する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/27/content_1793861.htm

● 关于调整进境物品税目税率的公告

【发布单位】国务院关税税则委员会

【发布文号】税委会〔2011〕3号

【发布日期】2011-01-24

【实施日期】2011-01-27

【内容提要】根据该通知：

- 将《进境物品进口税率表》中原归入税号2的计算机、视频摄录一体机等信息技术产品和照相机归入税号1中，税率相应地从20%降低到10%；
- 将原归入税号2中的“摄像机”更名为“电视摄像机”，税率维持不变。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/27/content_1793524.htm

● 輸入物品税目税率を調整することについての通知

【発布機関】国务院関税税則委員会

【発布番号】税委会〔2011〕3号

【発布日】2011-01-24

【施行日】2011-01-27

【コメント】本通知によると以下の通りである。

- 「輸入物品輸入税率表」中の従来税号2に分類されていたコンピューター、ビデオカメラレコーダー等の情報技術製品及びカメラを税号1中に分類し、税率は相応に20%から10%に引き下げる。
- 従来税号2に分類されていた「ビデオカメラ」を「テレビデオカメラ」に名称変更し、税率は据え置く。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/27/content_1793524.htm

● 金融机构衍生产品交易业务管理暂行办法（2011 修订）

【发布单位】中国银行业监督管理委员会

【发布文号】中国银行业监督管理委员会令 2011 年第 1 号

【发布日期】2011-01-05

【实施日期】2011-01-05

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/gzdt/2011-01/27/content_1794062.htm

● 金融機関派生商品取引業務管理暫定弁法（2011 改正）

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会

【発布番号】中国銀行業監督管理委員会令 2011 年第 1 号

【発布日】2011-01-05

【施行日】2011-01-05

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/gzdt/2011-01/27/content_1794062.htm

● 关于特定用途的进口触媒剂、催化剂、磨料、燃料按保税方式监管的公告

【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2011 年第 2 号
【发布日期】2011-01-12
【内容提要】根据该公告，自 2011 年 03 月 01 日起，对外商投资企业为履行产品出口合同进口直接用于加工出口产品而在生产过程中消耗掉的、数量合理的触媒剂、催化剂、磨料、燃料，海关按保税方式进行监管。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info287800.htm>

● 特定の用途の輸入触媒剤、研磨剤、燃料を保税方式により監督管理することについての公告

【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2011 年第 2 号
【発布日】2011-01-12
【コメント】本公告によると、2011 年 3 月 1 日から、外商投資企業が製品輸出契約を履行するために、直接に加工輸出製品に使用し、生産過程で消耗する、合理的な数量の触媒剤、研磨剤、燃料を輸入することに対し、税関は保税方式により監督管理を実施する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab1/info287800.htm>

● 关于加强环境噪声污染防治工作改善城乡声环境质量的指导意见

【发布单位】环境保护部等十一部门
【发布文号】环发〔2010〕144 号
【发布日期】2010-12-15
【内容提要】该意见提出：
▪ 严格执行《建筑施工场界噪声限值》，查处施工噪声超过排放标准的行爲；
▪ 严格实施《社会生活环境噪声排放标准》。严格控制加工、维修、餐饮、娱乐、健身、超市及其他商业服务业噪声污染；
▪ 贯彻执行《工业企业厂界环境噪声排放标准》，查处工业企业噪声排放超标扰民行爲。加大敏感区内噪声排放超标污染源关停力度，禁止高噪声污染项目入园区。
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/25/content_1792130.htm

● 環境騒音汚染防止作業を強化し、都市農村音声環境品質を改善することについての指導意見

【発布機関】環境保護部等十一部門
【発布番号】環発〔2010〕144 号
【発布日】2010-12-15
【コメント】本意見によると以下の通りである。
▪ 「建設施工境界騒音制限値」を厳格に執行し、施工騒音が排出基準を超える行爲について取締る。
▪ 「社会生活環境騒音排出基準」を厳格に実施する。加工、補修、飲食、娯楽、スポーツ、スーパーマーケット及びその他商業サービス業騒音汚染を厳格に制御する。
▪ 「工業企業敷地境界環境騒音排出基準」の執行を貫徹し、工業企業の騒音排出が基準を超えるために市民生活に影響を与える行爲を取締る。センシティブなエリアでの騒音排出が基準を超えた場合に汚染源を停止する力を強化し、騒音汚染が深刻なプロジェクトの園區進出を禁止する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/25/content_1792130.htm

● 多晶硅行业准入条件

【发布单位】工业和信息化部等三部门
【发布文号】工联电子〔2010〕137 号
【发布日期】2010-12-31
【发布日期】2010-12-31
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/24/content_1791452.htm

● 多結晶シリコン業種参入条件

【発布機関】工業情報化部等三部門
【発布番号】工聯電子〔2010〕137 号
【発布日】2010-12-31
【発布日】2010-12-31
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2011-01/24/content_1791452.htm

● [关于加强建设工程项目管理解决拖欠农民工工资问题的通知](#)

【发布单位】人力资源和社会保障部等五部门
 【发布日期】2011-01-28
 【内容提要】该通知要求通过“严格建设工程项目分包管理、强化建设工程项目审批、完善企业工资支付保障制度”等措施，解决农民工工资拖欠问题。其中包括，要求“总承包企业对所承包工程的农民工工资支付负总责”。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://politics.people.com.cn/GB/1027/13842153.html>

● [建設工事プロジェクト管理を強化し農村からの出稼ぎ労働者の給与未払い問題を解決することについての通知](#)

【発布機関】人的資源社会保障部等五部門
 【発布日】2011-01-28
 【コメント】本通知は、「建設工事プロジェクトの下請管理の厳格化、建設工事プロジェクト審査許可の強化、企業による給与支払い保障制度の整備」等の措置を通じて、農村からの出稼ぎ労働者の給与未払い問題を解決するよう求めるものである。そのうち、「ゼネコンは、すべての請負工事の出稼ぎ労働者に対する給与支払いに総責任を負う」よう求めていることなどが含まれる。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://politics.people.com.cn/GB/1027/13842153.html>

● [关于做好 2010 年度企业所得税汇算清缴工作的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市国家税务局、上海市地方税务局
 【发布文号】沪国税所〔2011〕3号
 【发布日期】2011-01-21
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai24537.html>

● [2010 年度企業所得稅確定申告作業を貫徹することについての通知（上海）](#)

【発布機関】上海市国家税务局、上海市地方税务局
 【発布番号】滬国税所〔2011〕3号
 【発布日】2011-01-21
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai24537.html>

● [上海市开展对部分个人住房征收房产税试点的暂行办法（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府
 【发布文号】沪府发〔2011〕3号
 【发布日期】2011-01-27
 【实施日期】2011-01-28
 【出台背景】日前召开的国务院常务会议同意在部分城市进行对个人住房征收房产税改革试点，具体征收办法由试点省（自治区、直辖市）人民政府从实际出发制定。

● [上海市が一部個人住宅に対する不動産税徴収試行を実施することについての暫定弁法（上海）](#)

【発布機関】上海市人民政府
 【発布番号】滬府発〔2011〕3号
 【発布日】2011-01-27
 【施行日】2011-01-28
 【発布背景】先頃開催された國務院常務會議は、一部都市が個人住宅に不動産税を賦課する改革試行を実施することに同意し、具体的な徴収方法は、試行省（自治区、直辖市）人民政府が実際に公布し制定する。

【内容提要】根据该办法：

征收对象	<ul style="list-style-type: none"> 居民家庭在上海市新购、且属于该居民家庭第二套及以上的住房（包括新购的二手存量住房和新建商品住房）。 非上海市居民家庭在上海市新购的住房。
纳税人	<ul style="list-style-type: none"> 应税住房的产权所有人、监护人（产权人为未成年人）。
计税依据	<ul style="list-style-type: none"> 参照应税住房的房地产市场价格确定的评估值，评估值按规定周期进行重估。 试点初期，暂以应税住房的市场交易价格的 70% 计算缴纳。

【コメント】本弁法によると以下の通りである。

徴収対象	<ul style="list-style-type: none"> 居住民家庭が上海市で新規に購入し、且つ当該居住民家庭の 2 軒目及びそれ以上の住宅であるもの（新規購入する中古の住宅及び新設される商品住宅を含む）。 非上海市居住民家庭が上海市で新規購入する住宅。
納税者	<ul style="list-style-type: none"> 課税対象住宅の権利所有者、後見人（権利者が未成年の場合）。
税金計算根拠	<ul style="list-style-type: none"> 課税対象住宅の不動産市場価格を参照し確定する評価値であり、評価値は定められた周期に基づき再評価する。 試行の初期において、ひとまず課税対象住宅の市場取引価格の 70% をもって計算し納付する。

適用税率	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暫定为 0.6%。 ■ 应税住房每平方米市场交易价格低于上海市上年度新建商品住房平均销售价格 2 倍（含 2 倍）的，税率暂减为 0.4%。
税收减免	<ul style="list-style-type: none"> ■ 居民家庭在上海市新购、且属于该居民家庭第二套及以上住房，合并计算的家庭全部住房面积（指住房建筑面积）人均不超过 60 平方米的，其新购的住房暂免征收房产税；人均超过 60 平方米的，对属新购住房超出部分的面积，计算征收房产税。 ■ 上海市居民家庭在新购一套住房后的一年内出售该居民家庭原有唯一住房的，其新购住房已计算征收的房产税，可予退还。 ■ 上海市居民家庭中的子女成年后，因婚姻等需要而首次新购住房、且该住房属于成年子女家庭唯一住房的，暂免征收房产税。 ■ 符合国家和上海市有关规定引进的高层次人才、重点产业紧缺急需人才，持有上海市居住证并在上海市工作生活的，其在上海市新购住房、且该住房属于家庭唯一住房的，暂免征收房产税。 ■ 持有上海市居住证满 3 年并在上海市工作生活的购房人，其在上海市新购住房、且该住房属于家庭唯一住房的，暂免征收房产税；持有上海市居住证但不满 3 年的购房人，其上述住房先计算征收房产税，待持有上海市居住证满 3 年并在上海市工作生活的，其上述住房已征收的房产税，可予退还。

【備注】目前，上海、重庆试点开征房产税。之后，相关部门将总结试点经验，适时研究提出逐步在全国推开的改革方案。条件成熟时，在统筹考虑对基本需求居住面积免税等因素的基础上，在全国范围内对个人拥有的住房征收房产税。

【法令全文】请点击以下网址查看：
上海市开展对部分个人住房征收房产税试点的暂行办法
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai24523.html>
财政部等三部门负责人就房产税改革试点答记者问
http://www.gov.cn/jrzq/2011-01/27/content_1793945.htm

適用税率	<ul style="list-style-type: none"> ■ ひとまず 0.6%と定める。 ■ 課税対象住宅の 1 平米の市場取引価格が上海市の前年度の新設商品住宅の平均価格の 2 倍以下である場合（2 倍を含む）、税率はひとまず 0.4%に引き下げる。
税收の减免	<ul style="list-style-type: none"> ■ 居民家庭が上海市で新規購入し、且つ当該居民家庭の 2 軒目及びそれ以上の住宅である場合、合併して計算した場合の家庭の全部の住宅面積（住宅建築面積をいう）が一人あたりの平均面積が 60 平米を超えない場合、新規購入する住宅についてはひとまず不動産税を免除し、一人あたりの平均面積が 60 平米を超える場合、新規購入する住宅の基準を超える部分の面積について、不動産税を計算し徴収する。 ■ 上海市居住民家庭が住宅 1 軒を新規購入してから 1 年以内に当該居住民家庭がもともと保有する唯一の住宅を販売する場合、新規購入した住宅について既に計算し徴収した不動産税は、払戻することができる。 ■ 上海市居住民家庭の子女が成人した後、婚姻等の必要から住宅を初めて新規購入し、且つ当該住宅が成人した子女の家庭における唯一の住宅である場合、不動産税の徴収はひとまず免除する。 ■ 国及び上海市の関係規定に適合し登用された高次元の人材、重点産業が人材を急遽必要とし、上海市居住証を所持し且つ上海市で就業生活する者が、上海市で住宅を新規購入し、且つ当該住宅が家庭で唯一の住宅である場合、不動産税の徴収をひとまず免除する。 ■ 上海市居住証を所持し満 3 年が経過し且つ上海市で就業生活する住宅購入者は、上海市で住宅を新規購入し、且つ当該住宅が家庭で唯一の住宅である場合、不動産税の徴収をひとまず免除する。上海市居住証を所持するが 3 年を経過していない住宅購入者については、上記の住宅についてはまず不動産税を計算して徴収し、上海市居住証が満 3 年を経過し且つ上海市で就業生活した後で、上記住宅の既に徴収された不動産税は、払戻することができる。

【備考】現在、上海、重慶は不動産税の徴収を試行している。今後、関係部門は試行経験を総括し、徐々に全国で推し進める改革方案を適宜検討し打ち出す。条件が整ってから、基本的に必要とされる居住面積については免税にするといった要素を総合的に勘案し、全国範囲で個人の保有する住宅について不動産税を徴収する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
上海市が一部個人住宅に対する不動産税徴収試行を実施することについての暫定弁法
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/u26ai24523.html>
不動産税改革試行に関する記者質問への財政部等三部門責任者による記者回答
http://www.gov.cn/jrzq/2011-01/27/content_1793945.htm

● 关于进行对部分个人住房征收房产税改革试点的暂行办法（重庆）

【发布单位】重庆市人民政府
 【发布文号】重庆市人民政府令第 247 号
 【发布日期】2011-01-27
 【实施日期】2011-01-28
 【内容提要】根据该办法：

征收对象	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 首批对象： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 个人拥有的独栋商品住宅。 ➢ 个人新购的高档住房。指建筑面积交易单价达到上两年主城九区新建商品住房成交建筑面积均价 2 倍（含 2 倍）以上的住房。 ➢ 在重庆市同时无户籍、无企业、无工作的个人新购的第二套（含第二套）以上的普通住房。 ▪ 未列入征税范围的个人高档住房、多套普通住房，将适时纳入征税范围。
纳税人	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 应税住房的产权所有人、监护人（产权人为未成年人）、承典人（产权出典）。 ▪ 产权所有人、监护人、承典人不在房产所在地的、或者产权未确认或租典纠纷未解决的，由代管人或使用人纳税。
计税依据	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 房产交易价。 ▪ 条件成熟时，以房产评估值作为计税依据。
适用税率	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 分为 0.5%、1%、1.2% 三档。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cq.gov.cn/gw/FaguiQuery/GwShowWjthLogo.aspx?gwz=%E6%B8%9D%E5%BA%9C%E4%BB%A4&gwnh=2011&gwqh=247>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们[联系](#)；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们[联系](#)。

二、相关新信息

● 2010 年 12 月主要经济指标

日前，国家统计局、商务部发布了 2010 年 12 月及全年国民主要统计数据（工业、投资、CPI、居民收入等）、商务运行数据（对外贸易、FDI 等）。其中，2010 年中国全国城镇居民人均可支配收入 19,109 元，比 2009 年（17,175 元）增长 11.3%。

● 一部個人住宅に対する不動産税徴収改革試行についての暫定弁法（重慶）

【発布機関】重慶市人民政府
 【発布番号】重慶市人民政府令第 247 号
 【発布日】2011-01-27
 【施行日】2011-01-28
 【コメント】本弁法によると以下の通りである。

徴収対象	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 初回の対象： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個人が保有する戸建ての商品住宅。 ➢ 個人が新規購入する高級住宅。建築面積取引単価が直近 2 年の市街区九区の新設商品住宅成約建設面積の平均価格の 2 倍以上（2 倍を含む）の住宅をいう。 ➢ 重慶市において、同時に無戸籍、無企業、無就業の個人が新規購入する 2 軒目以上（2 軒目を含む）の普通住宅。 ▪ 課税範囲に組み入れられていない個人の高級住宅、複数の普通住宅保有は、適時に課税範囲に組み入れる。
納税者	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 課税対象住宅の権利所有者、後見人（権利者が未成年の場合）、不動産質権者（権利に質権が設定されている場合）。 ▪ 権利所有者、後見人、質権者が不動産の所在地にいない場合、又は権利が確認できず若しくは賃貸質権紛争が未解決の場合、管理代行者又は使用者が納税する。
税金計算根拠	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 不動産取引価格。 ▪ 条件が整った場合、不動産評価値を税金計算根拠とする。
適用税率	<ul style="list-style-type: none"> ▪ それぞれ 0.5%、1%、1.2% の 3 ランクに分ける。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cq.gov.cn/gw/FaguiQuery/GwShowWjthLogo.aspx?gwz=%E6%B8%9D%E5%BA%9C%E4%BB%A4&gwnh=2011&gwqh=247>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご[連絡](#)いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 2010 年 12 月主要経済指標

先頃、国家统计局、商务部は、2010 年 12 月及び年間の国民主要統計数値（工業、投資、CPI、居民收入等）、商務運行データ（対外貿易、FDI 等）を発売した。そのうち、2010 年中国全国都市居住民一人あたりの可処分所得は 19,109 元であり、2009 年

(里兆律师事务所 2011 年 01 月 28 日整理编写)

(17,175 元)と比べ、11.3%増となった。

(里兆法律事務所が 2011 年 1 月 28 日付で作成)

- [《关于修改<音像制品管理条例>的决定》、《关于修改<出版管理条例>的决定》、《合格境外机构投资者参与股指期货交易指引》公开征求意见](#)

日前，国务院发布[《关于修改<音像制品管理条例>的决定（送审稿）》](#)、[《关于修改<出版管理条例>的决定（送审稿）》](#)，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 02 月 08 日）。

日前，中国证券监督管理委员会公布了[《合格境外机构投资者参与股指期货交易指引（征求意见稿）》](#)，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 02 月 12 日）。

(里兆律师事务所 2011 年 01 月 28 日整理编写)

- [企业境外所得税收抵免政策概要](#)

税收属于一个国家主权范围内的重要事项，即，各国均强调“税收国家主权原则”。该原则体现在税收管辖权方面，各国往往并行“收入来源地”和“居民”两种税收管辖权，这有可能导致双重征税，即，两个或两个以上的国家（地区）各自依据自己的税收管辖权就同一税种对同一纳税人的同一征税对象在同一纳税期限内同时征税。

随着中国经济发展以及逐步融入世界经济，企业发生被双重征税的情况逐步增多，这将不可避免地增加企业的税负、影响企业的发展。基于此，中国一方面积极通过与世界各国签署税收协定¹，另一方面通过国内多层次立法，致力于尽量减少、消除双重征税对企业的不良影响。

在国内多层次立法方面，中国近年主要立法如下：

- [「『音声画像製品管理条例』改正の決定」、
「『出版管理条例』改正の決定」、
「適格外国機関投資家が株価指数先物取引に参与することの手引き」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、国務院は「[『音声画像製品管理条例』改正の決定（審査申請案）](#)」、「[『出版管理条例』改正の決定（審査申請案）](#)」を發布し、パブリックコメントを募集している（募集締切日は 2011 年 2 月 8 日）。

先頃、中国証券監督管理委員會は、「[適格外国機関投資家が株価指数先物取引に参与することの手引き（意見募集案）](#)」を發布し、且つパブリックコメントを募集している（募集締切日は 2011 年 2 月 12 日）。

(里兆法律事務所が 2011 年 1 月 28 日付で作成)

- [企業の国外所得の租税控除政策の概要](#)

租税は、国家主権範囲内の重要事項の 1 つであり、即ち、各国はいずれも「租税国主権原則」を強調する。本原則は、租税管轄方面に体现され、各国は「収入源泉地」及び「居民」という 2 通りの租税管轄権を実施していることが多いため、二重課税を招くおそれがあり、つまり、2 つ又は 2 つ以上の国（地区）が、それぞれ自己の租税管轄権に依拠して、同一の税種の同一の納税者の同一課税対象について、同一の納税期間中に同時に課税するおそれがある。

中国経済が発展し、世界経済に徐々に溶け込むにつれ、企業が二重に課税されるという状況が徐々に増えており、それによって企業の税負担が増え、企業の発展に影響をもたらすことは避けられない。このことから、中国は、一方では、世界各国と租税協定を締結することにより¹、もう一方では国内の多次元の立法を通じて、二重課税が企業にもたらす悪影響を可能な限り減少させ、取り除くよう努めている。

国内の多次元の立法の方面において、中国の近年における主な立法は以下のとおりである。

¹ 根据中国国家税务总局的公布，中国目前已经与包括日本在内的 91 个国家或者地区签署了避免双重征税的相关协定。

¹ 中国国家稅務總局的公表によると、中国は現在すでに日本を含めた 91 の国又は地域と二重課税回避の關係協定を締結している。

【表一】

規定名称	发布日期 ²	内容概要
企业所得税法	2007年 03月16日	- 以基本立法的方式，确立了企业境外所得税收抵免的一般原则。
企业所得税法实施条例	2007年 12月06日	- 以行政法规的方式，对基本立法进行了补充和解释，进一步明确了企业境外所得税收抵免的原则。
关于企业境外所得税收抵免有关问题的通知（财税[2009]125号）	2009年 12月25日	- 以部门（财政部、国家税务总局）联合发布法律规范性文件的方式，对企业境外所得税收抵免相关原则进行了具体化，增加了可操作性。
企业境外所得税收抵免操作指南（国家税务总局公告2010年第1号）	2010年 07月02日	- 以部门（国家税务总局）法律规范性文件的方式，对企业境外所得税收抵免的具体操作（包括计算方法等细节）进行了规定。

基于【表一】所列国内多层次立法，结合中国与其他各国税收协定相关原则，律师对企业境外所得税收抵免政策的重要方面，简要介绍如下。

1. 享受境外所得税收抵免政策的企业及其所得类型

根据规定可以享受境外所得税收抵免政策的企业及其所得类型如下：

【表二】

企业	所得类型
居民企业 ³	- 来源于中国境外的所得，包括营业利润（例如，通过设立境外分公司、其他分支机构，或者承包工程和提供劳务等方式取得的所得）、股息、利息、租金、特许权使用费和转让财产收入等所得。 - 对于上述所得，允许扣除合理支出，扣除合理支出后的所得即为应纳税所得额，其中：

² 虽然各项规定的发布日期并不一致，但是除了《企业境外所得税收抵免操作指南》外，其余三项规定的实施日期均为2008年01月01日；《企业境外所得税收抵免操作指南》的实施日期为2010年01月01日，但是如果2008、2009年度尚未进行境外税收抵免处理的，也可适用该指南计算抵免（即，该指南的法律效力也可以追溯至2008年01月01日）。

² 各種規定の発布日は一致していないが、「企業の国外所得の税収減免操作手引き」を除き、その他3つの規定の施行日はいずれも2008年1月1日である。「企業の国外所得の税収減免操作手引き」の施行日は2010年1月1日であるが、もしも2008年、2009年度に国外税収減免処理を行わなかった場合、本手引きを適用し減免できる（つまり、本手引きの法的効力は2008年1月1日に遡ることができる）。

³ 中国的居民企业通常是指，依照中国法律在中国境内成立，或者依照外国（地区）法律成立，但是实际管理机构（对企业的生产经营、人员、财务、财产等实施实质性全面管理和控制的机构）在中国境内的企业；反之，则为中国的非居民企业。

³ 中国の居住企業とは、通常、中国の法律に依拠して中国国内に設立し、又は外国（地域）の法律に依拠して設立するが、実際の管理機関（企業の生産経営、人員、財務、財産等について実質的な全面管理と統制を実施する機関）が中国国内にある企業をいい、その反対が、中国の非居住企業である。

【表一】

規定的名称	発布日 ²	内容の概要
企業所得税法	2007年 3月16日	- 基本立法の方式をもって、企業の国外所得の租税控除の一般原則を確立した。
企業所得税法实施条例	2007年 12月6日	- 行政法規の方式をもって、基本立法に対して補足と解釈を行い、企業の国外所得の租税控除の原則を一層明確にした。
企業の国外所得の租税控除の関係事項についての通知（财税[2009]125号）	2009年 12月25日	- 部門（財政部、国家税務総局）が法律規範性文書を共同発布する方式をもって、企業の国外所得の租税控除関係原則を具体化し、実務執行性を高めた。
企業の国外所得の租税控除操作手引き（国家税務総局公告2010年第1号）	2010年 7月2日	- 部門（国家税務総局）の法律規範性文書の方式をもって、企業の国外所得の租税控除の具体的取扱（計算方法等の細部を含む）について規定を行った。

【表一】にいう国内多次元の立法により、中国とその他の各国との租税協定の関係原則とあわせ、筆者は、企業の国外所得の租税控除政策の重要な方面について、以下の通り簡潔に分析する。

1. 国外所得の租税控除政策を受けられる企業及びその所得の分類

規定によると、国外所得の租税控除政策を受けられる企業及びその所得の分類は以下の通りである。

【表二】

企業	所得の分類
居住企業 ³	- 中国国外に源泉する所得であり、営業利益（たとえば、国外の分公司、その他分支機関を設立し、又は工事の請負及び労務の提供等の方式により取得した所得）、配当、利息、リース料、ロイヤルティ及び資産譲渡収入等の所得を含む。 - 上述の所得については、合理的な支出の控除を認め、合理的な支出を控除した後の所得が課税所得額となるが、そのうち、

	<p>① 境外分支机构的合理支出通常包括境外分支机构发生的人员工资、资产折旧、利息、相关税费和应分摊的总机构用于管理分支机构的费用等。</p> <p>② 股息、利息的合理支出包括融资成本等；租金的合理支出包括租赁物相应的折旧或折耗等；特许权使用费合理支出包括研发、摊销等费用等；转让财产收入合理支出包括被转让财产的成本净值等。</p>
在中国境内设立机构、场所的非居民企业	<p>- 发生在中国境外，但是与该机构、场所所有实质联系的所得。非居民企业的该部分所得通常包括：</p> <p>① 是通过该机构、场所拥有的股权、债权而取得的所得。</p> <p>② 是通过该机构、场所拥有、管理和控制的财产而取得的所得。</p>

	<p>① 国外分支機関の合理的支出には、通常、国外の分支機関に発生した人員の給与、資産の減価償却、利息、関係する租税公課及び償却すべき本社組織が分支機関の管理に用いる管理費用等が含まれる。</p> <p>② 配当、利息の合理的な支出には、融資コスト等が含まれ、リース料の合理的な支出にはリース物の斯かる減価償却又は減耗等が含まれ、ロイヤルティの合理的な支出には研究開発、償却等の費用が含まれ、資産譲渡収入の合理的な支出には譲渡される資産の帳簿価額が含まれる。</p>
中国国内に機関、場所を設立する非居民企業	<p>- 中国国外で発生するが、本組織、場所と実質的な関係のある所得であること。非居住民企業のこの部分の所得には、通常、以下のものが含まれる。</p> <p>① 本組織、場所が保有する持分、債権を通じて取得する所得。</p> <p>② 本組織、場所が保有し、管理し、統制する資産を通じて取得する所得。</p>

2. 享受境外所得税收抵免政策的一般计算步骤和方法⁴

根据规定享受境外所得税收抵免政策的计算步骤和方法通常如下：

【表三】

步骤	具体方法
第一步：确定应纳税所得额	- 按照“分国不分项”原则，确认来源于某同一国家（地区）的境外所得，即，只要来源于同一国家（地区），境外所得的数额应该是不分收入项目（性质）的营业利润所得和其他所得的总和。
第二步：确定抵免额	- 确认可抵免境外所得税额，即，其来源于某同一国家（地区）的境外所得，在该国家（地区）所实际缴纳和负担的公司（法人）税和预提所得税等具有所得税性质的税款之和 ⁵ 。
第三步：确定抵免限额	- 按照“分国不分项”原则，计算出来源于某同一国家（地区）的境外所得税抵免限额，具体计算公式如下： ① 中国境内、境外所得应纳税总额 = 中国境内、境外应纳税所得总额 × 税率（通常为 25%）；

2. 国外所得の租税控除政策を受けるための一般の計算順序及び方法⁴

規定によると、国外所得の租税控除政策を受けるための計算順序及び方法は、通常、以下の通りである。

【表三】

順序	具体的な方法
第一段階：課税額を確定する。	- 「国別に分け、項目ごとに分けず」原則に基づき、ある同一の国（地域）を源泉とする国外所得を確認し、つまり、同一の国（地域）を源泉とする場合、国外所得額は、収入項目（性質）ごとに分けず営業利益所得とその他所得との合計となるはずである。
第二段階：控除額を確定する。	- 控除できる国外所得税額を確認し、つまり、ある同一の国（地域）を源泉とする国外所得は、その国（地域）で実際に納付し、負担する会社（法人）税及び源泉所得税等の所得税としての性質を有する税金の合計である ⁵ 。
第三段階：控除限度額を確定する。	- 「国別に分け、項目ごとに分けず」原則に基づき、ある同一の国（地域）を源泉とする国外所得の租税控除限度額を計算する場合、具体的な計算公式は以下の通りである。 ① 中国国内、国外所得の課税額合計

⁴ 对于由居民企业间接控股 20% 以上的外国企业缴纳的、而由居民企业间接负担所得（即，符合境外税额间接抵免条件的股息所得），其享受境外所得税收的抵免政策计算步骤和方法，由于较为复杂，实践中适用的情况较少，因此本文不作介绍。

⁴ 居住民企業が間接的に 20% 以上の持分を支配する外国企業が納付し、また居住民企業が間接的に負担する所得については（つまり、国外の税額の間接的な減免条件に適合する配当所得）、国外所得の租税減免政策を受ける計算順序及び方法は、やや複雑であり、実践において適用する状況も少ないため、本では紹介を割愛する。

⁵ 值得注意的是，企业在与中国缔结避免双重征税协定的国家（地区），按所在国家（地区）税法获得的所得税减免税待遇，且按照有关税收协定规定，该减免税额应视同为所在国家（地区）的已实缴税款，可以在中国办理税收抵免，这通常被称为“税收饶让抵免”。

⁵ 注意すべき事項としては、企業は中国と二重課税回避協定を締結した国（地域）において、所在国（地域）の税法に基づき所得税減免税待遇を獲得した場合、また関係租税協定の規定に基づき、当該減免税額は所在国（地域）で既に実際に納付した税金と見なすことになり、中国で租税控除手続きを行うことができ、これは通常、「みなし外国税額控除」といわれる。

	② 某国（地区）所得税抵免限额 = 中国境内、境外应纳税总额 × 来源于某国（地区）的应纳税所得额 ÷ 中国境内、境外应纳税所得总额。
第四步： 比较抵免额和抵免限额	- 根据上述第二步和第三步，将得出抵免额和抵免限额的具体金额，按照“两项相比从其低者”的原则，确定当年可予以抵免的具体金额： ① 如果抵免额低于抵免限额，则通常可以在当年获得全额抵免。 ② 如果抵免额超过了抵免限额，则在当年度应当只按照抵免限额进行抵免，超过的部分允许从次年起在连续五个纳税年度内用于抵免。
第五步： 确定当年实际应纳税额	- 根据税法一般原则以及上述各步骤计算金额，在中国当年应纳税额 = 境内、境外所得应纳税总额 - 企业所得税抵免、减免优惠税额 - 境外所得抵免的具体金额（上述第四步确定的，即“两项相比从其低者”的金额）。

3. 享受境外所得税收抵免政策的简易程序

对于境外所得中的营业利润和股息⁶部分，在符合以下条件时，通常可以适用简易程序，无需按照上述步骤和方法计算抵免金额：

【表四】

概要	具体说明
定率扣除法	- 虽有所得来源国（地区）政府机关核发的具有纳税性质的凭证或证明，但因客观原因无法真实、准确地确认应当缴纳并已经实际缴纳的境外所得税税额的，除就该所得直接缴纳及间接负担的税额在所得来源国（地区）的实际有效税率低于 12.5% 的以外，可按境外应纳税所得额的 12.5% 作为抵免限额，企业按该国（地区）税务机关或政府机关核发具有纳税性质凭证或证明的金额，其不超过抵免限额的部分，准予抵免；超过的部分不得抵免。

	= 中国国内、国外課税所得合計 × 税率（通常、25%）。 ② ある国（地域）の所得税控除限度額 = 中国国内、国外の課税額合計 × ある国（地域）を源泉とする課税所得額 ÷ 中国国内、国外課税所得の合計。
第四段階： 控除額と控除限度額を比較する。	- 上述の第二段階及び第三段階に基づき、控除額及び控除限度額の具体的な金額を算出し、「2 者のうちいずれか低い方」の原則に基づき、その年に控除できる具体的な金額を確定する。 ① 控除額が控除限度額よりも低い場合、通常、その年においては全額を控除することができる。 ② 控除額が控除限度額を上回った場合、当年度は控除限度額に基づき控除を行うしかなく、超えた部分については、翌年から連続して 5 納税年度内に控除に使用することを認める。
第五段階： その年の実際の課税額を確定する。	- 税法の一般原則及び上述の各段階での計算金額に基づき、中国のその年の課税額 = 国内、国外所得の課税額合計 - 企業所得税の控除、減免優遇税額 - 国外所得の具体的な控除金額（上述の第四段階にて確定する、「2 者のうちいずれか低い方」の金額）。

3. 国外所得の租税控除政策を受ける簡易手続きについて

国外所得中の営業利益及び配当⁶部分については、以下の条件に適合する場合、通常、簡易手続きを適用することができ、上記の順序及び方法に基づき控除金額を計算する必要はない。

【表四】

概要	具体的な説明
定率控除法	- 所得源泉国（地域）政府機関が発給する納税の性質を有する証憑又は証明があるが、客観的な理由により、納税すべきであり且つ既に実際に納付した国外所得税の税額を真実、正確に確認できない場合は、当該所得について直接に納付し且つ間接的に負担した税額が所得源泉国（地域）の実際の有効な税率が 12.5% を下回る場合を除き、国外の課税所得額の 12.5% をもって控除限度額とすることができ、企業は同国（地域）の税務機関又は政府機関が発給する納税の性質を有する証憑又は証明による金額に基づき、それが控除限度額を超えない部分については、控除を認め、超過した部分は控除してはならない。

⁶ 此处的股息，是指符合境外税额间接抵免条件的股息所得。

⁶ ここでの配当とは、外国税額間接控除条件に適合する配当所得をいう。

免稅法	- 凡就該所得繳納及間接負擔的稅額在所得來源國（地區）的法定稅率且其實際有效稅率明顯高於中國的 ⁷ ，可直接以按《關於企業境外所得稅收抵免有關問題的通告》規定計算的境外應納稅所得額和中國企業所得稅法規定的稅率（通常為 25%）計算的抵免限額作為可抵免的已在境外實際繳納的企業所得稅稅額。
-----	--

税金免除法	- 当該所得について納税し且つ間接的に負担する税額が、所得源泉国（地域）の法定税率且つその実際の有効な税率が明らかに中国よりも高い場合 ⁷ 、直接に「企業国外所得の租税控除関係事項についての通知」の規定にて計算する国外課税所得額と中国企業所得税法に規定する税率（通常は、25%）にて計算する控除限度額を、控除可能な、すでに国外で実際に納付した企業所得稅稅額とすることができる。
-------	---

值得注意的是，根据上述“免稅法”的規定，如果中国境内的居民企业（包括日本企业在华投资企业），在日本取得的收入（通常限于营业利润和符合境外税額間接抵免条件的股息所得），其抵免的金額通常直接等于上述【表三】第三步确定的抵免限額，无需考虑上述【表三】第二步的抵免額。

注意すべきこととしては、上述の「税金免除法」の規定によると、中国国内の居住民企業（日本企業が中国に進出した企業を含む）が日本で取得した収入（通常は、營業利益と国外税額の間接的控除条件に適合した配当所得に限定する）については、その控除的金額は通常、直接に上述【表三】の第三段階にて確定した控除限度額に等しい場合、上述【表三】の第二段階の控除額を考慮する必要はない。

4. 享受境外所得稅收抵免政策的資料申報

4. 国外所得の租税控除政策を受けるための資料申告

根据規定享受境外所得稅收抵免政策時，辦理申請手續時通常需要提交如下資料：

規定に基づき、国外所得の租税控除政策を受ける場合、申請手續きを行うには、通常、以下の資料を提供しなければならない。

【表五】

【表五】

序号	資料概要 ⁸
1	- 取得境外分支機構的營業利潤所得需提供境外分支機構會計報表；境外分支機構所得依照《企業所得稅法》及《企業所得稅法實施條例》的規定計算的應納稅額的計算過程及說明資料；具有資質的機構出具的有關分支機構審計報告等。
2	- 取得境外股息、紅利所得需提供集團組織架構圖；被投資公司章程復印件；境外企業有權決定利潤分配的機構作出的決定書等。
3	- 取得境外利息、租金、特許權使用費、轉讓財產收入等所得需提供依照《企業所得

番号	資料の概要 ⁸
1	- 国外分支機構の營業利益所得を取得する場合、国外分支機構の會計諸表、国外分支機構の所得についての「企業所得稅法」及び「企業所得稅法實施條例」の規定に依拠して計算した課稅額の計算過程及び説明資料、資格を有する機構が発行する關係する分支機構の監査報告等を提供しなければならない。
2	- 国外の配当所得を取得する場合、グループ組織構造圖、投資先会社の定款写し、国外企業の利益配当を決定することのできる機構が発行した決定書等を提供しなければならない。
3	- 国外の利息、リース料、ロイヤルティ、資産讓渡収入等の所得を取得する場合、「企業所得稅

⁷ 法定稅率明顯高於中國的境外所得來源國（地區）名單，根據中國國家稅務總局公布的官方信息，目前包括：美國、阿根廷、布隆迪、喀麥隆、古巴、法國、日本、摩洛哥、巴基斯坦、贊比亞、科威特、孟加拉國、敘利亞、約旦、老撾。

⁷ 法定稅率為明顯高於中國也更高的國外所得源泉國（地域）的列表是，中國國家稅務總局為公表するオフィシャル情報によると、現時點で含まれるのは次のとおりである。美國、アルゼンチン、ブルンジ、カメルーン、キューバ、フランス、日本、モロッコ、パキスタン、ザンビア、クウェート、バングラデシュ、シリア、ヨルダン、ラオス。

⁸ 如果申請享受稅收抵免，則還需提供的資料包括：

- ① 企業及其直接或間接控制的外國企業在境外所獲免稅及減稅的依據及證明或有關審計報告披露該企業享受的優惠政策的復印件；
- ② 企業在其直接或間接控制的外國企業的參股比例等情況的證明復印件；
- ③ 間接抵免稅額或者免稅抵免稅額的計算過程；
- ④ 由企業直接或間接控制的外國企業的財務會計資料；
- ⑤ 其他相關資料。

⁸ みなし外國稅額控除を申請する場合、更に次の資料を提供しなければならない。

- ① 企業及びその直接又は間接に支配する外國企業の國外で獲得した免稅及び減稅の根拠及び證明又は關係する監査報告にて開示される当該企業が受ける優遇政策の写し。
- ② 企業のその直接又は間接的に支配する外國企業の資本參加比率等の狀況の證明写し。
- ③ 間接的控除免稅額又はみなし外國稅額控除の計算過程。
- ④ 企業が直接に又は間接的に支配する外國企業の財務會計資料。
- ⑤ その他關係資料。

	税法》及《企业所得税法实施条例》的规定计算的应纳税额的资料及计算过程；项目合同复印件等。
4	- 根据具体情况应提供的其他相关资料。

综上所述，中国通过签署税收协定以及国内多层次立法的方式，确定了企业境外所得税收抵免政策的相关原则以及具体操作方法。这无疑有利于企业尽量避免、减少被双重征税的不利影响。虽然如此，但是享受企业境外所得税收抵免政策需要经过较为繁琐的计算过程，准备较为复杂的文件资料，还需要做好与主管税务部门的沟通工作，这是一项较为专业的工作。各企业真正享受该项政策，除了企业自身的工作准备之外，通常还需要委托会计师、税务师、律师等专业人员协助完成。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容。

《企业所得税法》

http://www.gov.cn/flfg/2007-03/19/content_554243.htm

《企业所得税法实施条例》

http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/11/content_830645.htm

《关于企业境外所得税收抵免有关问题的通知》

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n8946067/n8951174/9733119.html>

《企业境外所得税收抵免操作指南》

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n9717203/n9717293/9891940.html>

（里兆律师事务所 2011 年 01 月 28 日整理编写）

	法」及び「企業所得税法实施条例」の規定に依拠して計算した課税額の資料及び計算過程、プロジェクト契約写し等を提供しなければならない。
4	- 具体的な状況に基づき、提供すべきその他関係資料。

以上から、中国は租税協定の締結及び国内の多次元の立法という方法を通じて、企業の国外所得の租税控除政策の関係原則及び具体的な取扱い方法を確定している。これは、企業が二重に課税されるという悪影響を可能な限り回避し、減少させるうえで有益であることは間違いない。しなしながら、企業の国外所得の租税控除政策を受けるためには、やや煩瑣な計算過程を経なければならず、複雑な文書資料を準備する必要もあり、さらには主管税務部門との意思疎通作業をしっかりと行わなければならず、これだけでもかなりの作業であるが、各企業がこの政策を本当の意味で受けるためには、企業自身が準備を行っておくほか、通常、会計士、税理士、弁士等の専門家の協力を受けて完成させる必要がある。

備考：

関係法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「企業所得税法」

http://www.gov.cn/flfg/2007-03/19/content_554243.htm

「企業所得税法实施条例」

http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/11/content_830645.htm

「企業国外所得の租税控除関係事項についての通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n8946067/n8951174/9733119.html>

「企業所得の租税控除操作手引き」

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136563/n8193451/n9717203/n9717293/9891940.html>

（里兆法律事務所が 2011 年 1 月 28 日付で作成）